

3. 茨城県リサイクル建設資材率先利用指針

第1章 総則

(目的)

第1 この茨城県リサイクル建設資材率先利用指針（以下「指針」という。）は、茨城県リサイクル建設資材評価認定制度実施要綱（以下「要綱」という。）第20条に基づき、茨城県土木部等が発注するすべての工事（以下「工事」という。）において、茨城県リサイクル建設資材評価認定制度で認定されたリサイクル建設資材（以下「認定資材」という。）の率先利用を進めるため、その方法等を定めることを目的とする。

(指針の適用)

- 第2 工事に携わる県土木部等の職員、設計の受託者、工事の受注者など、工事に携わるすべての者は、この指針に基づいて工事が実施されるように努めなければならない。
- 2 設計の委託又は工事の発注をする場合は、指針に従って実施されるよう、特記仕様書等にこの指針を位置づけなければならない。
- 3 認定資材は、共通仕様書等の品質基準に適合しているものとして取り扱うこととする。ただし、茨城県リサイクル建設資材評価認定制度の評価基準（要綱第2条による）で適用範囲を定めているものは、その範囲とする。

第2章 認定資材の率先利用指針

(使用上のグループ区分の設定)

第3 認定資材を建設工事で円滑に率先利用するため、認定資材について次の使用上のグループ区分を設定する。

- Aグループ：一般使用資材として率先利用を図る資材
（コストが新材と同価格又は以下の資材）
- Bグループ：試験的な利用も含めて積極的な利用を図る資材
（コストが新材に比べて高い資材等）
- Cグループ：個別に利用方式を定める資材
（コスト以外に利用に際して配慮項目のある資材）

2 前項のグループ区分は、茨城県リサイクル建設資材評価認定委員会の審議を経た後に、事業主管課等の意見を聴取したうえで定める。

(使用上のグループ区分の見直し)

第4 納入実績、価格の調査及び事業主管課等からの報告等を基に、各認定資材の使用

上のグループ区分を年に1回見直すことができる。

2 前項のグループ区分の見直しは、事業主管課等の意見を聴取したうえで行う。

(Aグループに区分された認定資材の率先利用)

第5 工事の設計、積算を行う者は、Aグループに区分された認定資材が利用可能なときは、特段の理由がない限り、認定資材を指定しなければならない。

2 受注者は、設計で新材が指定されている場合においても、Aグループに区分された認定資材に代替できるときは、積極的に使用に努めるものとする。その場合、代替する旨について、施工計画書提出時に文書で監督員に提出し承認を得なければならない。

また、受注者は、設計で認定資材が指定されている場合で、その入手が困難なときは、他の認定資材又は新材に変更するものとし、その旨を文書で監督員に提出し承認を得なければならない。

(Bグループに区分された認定資材の積極利用)

第6 工事の設計、積算を行う者は、Bグループに区分された認定資材が利用可能なときは、品質・性能を勘案の上、予算の範囲内で積極的に使用するよう努める。

(Cグループに区分された認定資材の率先利用)

第7 工事の設計、積算を行う者は、Cグループに区分された認定資材については、それぞれに定められた率先利用の方式により、使用するよう配慮する。

(茨城県関連リサイクル建設資材の優先利用)

第8 利用可能な認定資材が複数存在し、その中に次の資材が含まれているときは、これらの資材を優先的に利用するよう努める。

- 一 茨城県内で排出された廃棄物を原材料としている認定資材
- 二 茨城県内で製造されている認定資材

(茨城県以外の団体がこの方針を準用して使用することについて)

第9 茨城県内の市町村等の団体が、この指針を準用して、認定資材を率先利用することについて、これを認める。

また、その場合は「県土木部等」とあるところを当該団体に読み替えて使用するものとする。

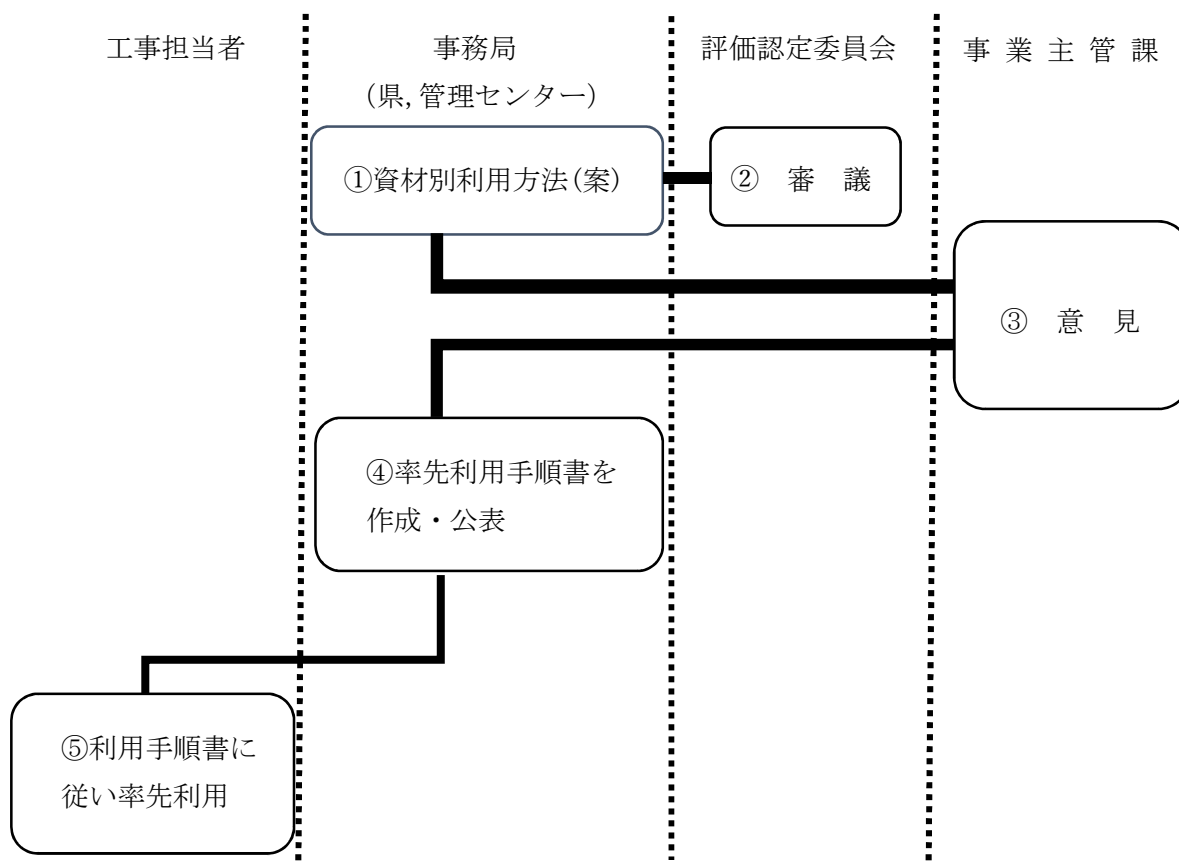
附則

この方針は平成16年9月10日から実施する。

<参考 グループ区分の決定方法>

認定資材の利用方法策定の流れを以下に示す。

指針に従い、資材別利用方法（案）を作成し、最終的な資材の利用方法は、評価認定委員会で審議後、事業主管課等と協議し決定する。



①資材別利用方法（案）

- ・ 次の点を勘案し、茨城県リサイクル建設資材評価認定制度で認定しようとする資材毎に利用方法の案を作成する。

- コスト
- 利用にあたっての留意事項

②③協議

- ・ 評価認定委員会で審議後、事業主管課と協議を行い、事業主管課は資材別利用方法（案）に対し意見を提出する。

④率先利用手順書を作成・公表

- ・ 資材別の利用方法を率先利用手順書に記載し公表する。

⑤ 率先利用手順書に従い率先利用

- ・ 各工事担当者は、率先利用手順書に従い率先利用を図る。

< 参考 使用上のグループ区分の見直しの方法 >

- ・ 納入実績、価格の調査及び事業主管課等からの報告等を基に、各認定資材の使用上のグループ区分を年に 1 回見直しすることができる。
- ・ グループ区分の見直しは、事業主管課の意見を聴取したうえで行う。